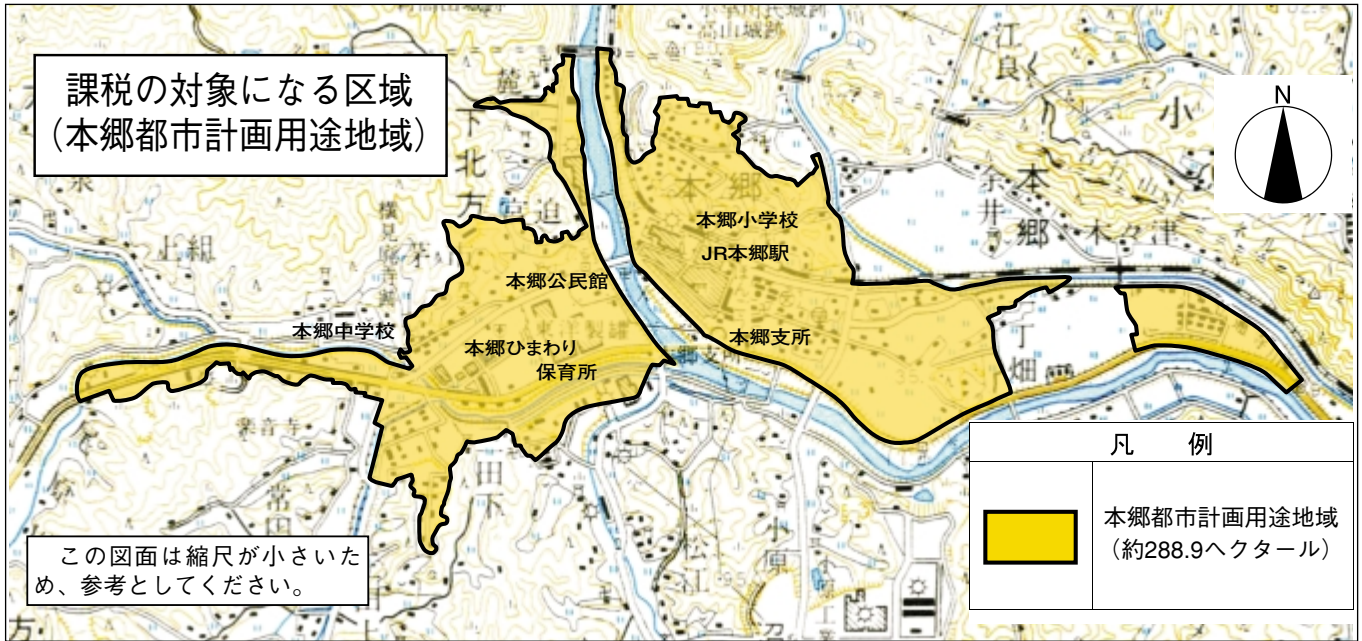


# 三原市都市計画税条例の改正について

今年3月に三原市都市計画税条例を改正し、平成23年度から新たに本郷都市計画用途地域へも都市計画税を課税することになりました。

※三原地域の市街化区域には、昭和52年度から都市計画税を課税しています。



| 都 市 計 画 税 の 概 要 |  |         |   |
|-----------------|--|---------|---|
| 都市計画税とは         | 都市計画事業(道路、公園、公共下水道といった都市計画施設の整備)や土地区画整理事業を行う費用に充てる目的税です。                             | 納税義務者は  | 賦課期日(1月1日)における課税対象の所有者です。   |
|                 |  | 税額は     | 課税標準額×税率(0.3%)です。   |
| 新たな課税区域は        | 本郷都市計画用途地域(上の図の区域)です。  | 課税標準額は  | 土地: 固定資産課税台帳に記載された評価額です。(住宅用地の特例措置・税負担の調整措置が適用される場合があります)<br>家屋: 固定資産課税台帳に記載された評価額です。 |
| 課税対象は           | 市街化区域内・用途地域内の土地・家屋です。<br>※償却資産には都市計画税はかかりません。  |         |   |
| 用途地域とは          | 建築物の用途、建ぺい率や容積率、高さなどを規制誘導することにより、住居・商業・工業を適正に配置し、良好な都市環境の形成と機能的な都市活動を行うために定められた区域です。 | 納付方法は   | 都市計画税の納税通知書は、固定資産税の納税通知書と兼ねています。固定資産税と併せて納めてください。                                     |
|                 |  | 事業費について | 市の平成22年度都市計画事業費は約52億円で、そのうち約7億9千万円が、都市計画税で賄われます。                                      |

問い合わせ先 資産税課(☎0848⑦6032 ㊟0848⑦6132)